

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
歯科技工士法第24条	歯科技工所の構造設備の改善命令	指導予防課

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。